

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 56 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5
年函館市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

石川北第 2 地区地 区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定によ り告示された函館圏都市計画石川北第 2 地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域	を
-----------------------	--	---

石川北第 2 地区地 区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定によ り告示された函館圏都市計画石川北第 2 地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域
神山地区地区整備 計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定によ り告示された函館圏都市計画神山地区地 区計画において地区整備計画が定められ

	た区域	
石川北第3地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された函館圏都市計画石川北第3地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	に
昭和南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された函館圏都市計画昭和南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	

改める。

別表第2 函館駅周辺地区地区整備計画区域交通拠点A地区の項第1号中「別表第2（ち）項第3号および第4号」を「別表第2（ち）項第2号および第3号」に改め、同表中

	公共公益 施設地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅A地区の項イ欄に掲げるもの	を
--	--------------	--------------------------------	---

	公共公益 施設地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅A地区の項イ欄に掲げるもの
神山地区地区整備計画区域	低層一般 住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅（令第130条の3に掲げるものをいう。）

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 共同住宅 (4) 幼稚園，小学校または集会所 (5) 保育所 (6) 診療所（患者を入院させるための施設を有するものを除く。） (7) 老人福祉センターまたは児童館で，延べ面積が600平方メートル以下のもの (8) 公衆電話所または令第130条の4第3号もしくは第4号に掲げるもの (9) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。）
石川北第3地区地区整備計画区域	一般住宅地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅A地区の項イ欄に掲げるもの
	公共公益施設地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅A地区の項イ欄に掲げるもの
	沿道業務地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの (2) 畜舎 (3) 法別表第2（り）項第3号および第4号に掲げるもの，同表（る）項第3号および第5号に掲げるもの（同号に掲げるもの

		<p>にあつては、専修学校および各種学校を除く。) ならびに同表(を) 項第2号から第4号までおよび第8号に掲げるもの</p> <p>(4) 劇場, 映画館, 演芸場もしくは観覧場または店舗, 飲食店, 展示場, カラオケボックスその他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場, 映画館, 演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては, 客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000平方メートル(次に掲げる業種(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める業種をいう。)に係る店舗にあつては, 5,000平方メートル)を超えるもの</p> <p>ア 百貨店, 総合スーパー</p> <p>イ その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)</p> <p>ウ 各種食料品小売業</p>	に
昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅 A地区	<p>(1) 学校または図書館</p> <p>(2) 老人ホーム, 保育所, 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p>	

		(3) 公衆浴場 (4) 診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。） (5) 法別表第2（は）項第3号および第4号に掲げるもの (6) 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
	一般住宅 B地区	一般住宅A地区の項イ欄に掲げるもの

改める。

別表第5中

	公共公益 施設地区	180平方メートル
--	--------------	-----------

を

	公共公益 施設地区	180平方メートル
神山地区地区 整備計画区域	低層一般 住宅地区	180平方メートル
	複合住宅 地区	180平方メートル

石川北第3地区地区整備計画区域	一般住宅地区	180平方メートル
	複合住宅地区	180平方メートル
	公共公益施設地区	180平方メートル
昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅A地区	180平方メートル
	一般住宅B地区	180平方メートル

に

改める。

別表第6中

	公共公益施設地区	敷地境界線までの距離 1メートル
--	----------	------------------

を

	公共公益施設地区	敷地境界線までの距離 1メートル
神山地区地区整備計画区域	複合住宅地区	敷地境界線までの距離 1メートル
石川北第3地	一般住宅	敷地境界線までの距離 1メー

区地区整備計画区域	地区	トル
	複合住宅地区	敷地境界線までの距離 1メートル
	公共公益施設地区	敷地境界線までの距離 1メートル
昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅A地区	敷地境界線までの距離 1メートル

に

改める。

別表第7中

	一般住宅B地区	13メートル
	複合住宅地区	13メートル

を

	一般住宅B地区	13メートル
	複合住宅地区	13メートル
神山地区地区整備計画区域	複合住宅地区	13メートル

石川北第3地区地区整備計画区域	一般住宅地区	13メートル
	複合住宅地区	13メートル
昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅A地区	13メートル
	一般住宅B地区	13メートル

に

改める。

附 則

この条例は、函館圏都市計画神山地区地区計画，函館圏都市計画石川北第3地区地区計画および函館圏都市計画昭和南地区地区計画の決定に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。ただし，別表第2の改正規定（函館駅周辺地区地区整備計画区域交通拠点A地区の項の改正規定に限る。）は，公布の日から施行する。

（提案理由）

神山地区地区整備計画区域，石川北第3地区地区整備計画区域および

昭和南地区地区整備計画区域内における建築物の用途，構造および敷地に関する制限を定め，ならびに建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため